

[事案 2024-300] 新契約無効請求

・令和7年11月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年5月に契約した終身保険について、令和6年12月に解約したが、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料と解約返戻金等との差額を返還してほしい。

- (1)募集人に対して、死亡時何歳であっても300万円を受け取れる死亡保険の契約を希望した。
- (2)募集人からは、設計書や注意喚起情報による説明は全くされなかった。また、亡くなりそうになったら高度障害特約を外せば300万円を受け取れて、死亡時にはさらに300万円を受け取れるという説明をされた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対して、設計書等を用いて、払込期間満了後は死亡保険金額が60万円となることも含めて、本契約の内容を説明している。
- (2)募集人が、亡くなりそうになったら高度障害特約を外せば300万円を受け取れて、死亡時にはさらに300万円を受け取れるなどという説明をした事実はない。申込書、設計書等の募集資料に、高度障害特約という記載は存在しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。